

**「学校教育関係者を対象とした
意見交換会」 in 熊本
～遺伝子組換え食品について学び、
生徒への伝え方を学ぼう～**

遺伝子組換え食品の表示制度について

(内容)

- ・ **これまでの遺伝子組換え表示制度**
- ・ **新たな遺伝子組換え表示制度 (H31.4.25改正)**

これが食品表示法に基づく表示！

一括表示

| | |
|------|---|
| 名称 | そうざい(煮豆) |
| 原材料名 | 大豆(熊本県産)(遺伝子組換えでない)、砂糖、しょうゆ(小麦・大豆を含む)、みりん/調味料(アミノ酸等)、カラメル色素 |
| 内容量 | 100グラム |
| 賞味期限 | 19. 12. 31 |
| 保存方法 | 冷蔵(10℃以下)で保存してください |
| 製造者 | (株)県庁食品 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 |

栄養成分表示

| 栄養成分表示(100gあたり) | |
|-----------------|----------|
| エネルギー | 302 kcal |
| タンパク質 | 18 g |
| 脂質 | 10 g |
| 炭水化物 | 35 g |
| 食塩相当量 | 0.8 g |



知っていますか？

遺伝子組換え表示制度

—消費者が正しく理解できる情報発信を目指して—

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

任意表示は 2023 年 4 月 1 日から新しい制度になります。

なお、義務表示は現行制度からの変更はありません。

これまでの遺伝子組換え表示制度(義務表示)

義務対象※2

安全性審査を経て流通が認められた8農産物及びそれを原材料とした33加工食品群※3

※2 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目

(食品表示基準 別表第17)

| 対象農産物 | 加工食品※4 |
|-----------------------|--|
| 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。) | 1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの |
| とうもろこし | 1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの |
| ばれいしょ | 1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの |
| なたね | |
| 綿実 | |
| アルファルファ | アルファルファを主な原材料とするもの |
| てん菜 | 調理用のてん菜を主な原材料とするもの |
| パパイヤ | パパイヤを主な原材料とするもの |

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)

これまでの遺伝子組換え表示制度(義務表示)

表示方法

遺伝子組換え食品を使用している(絶対に入っている)場合

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

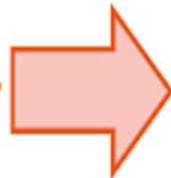


分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

入っているか分からない(入っているかもしれない)場合

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

入らないように注意したけれど、入っているかもしれない場合(5%より多い)

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

これまでの遺伝子組換え表示制度(任意表示)

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品 **入らないように注意したので、入っていたとしても5%以下(0~5%の間)の場合**



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

★ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

新たな遺伝子組換え表示制度

義務表示 ⇒ **変更なし**

任意表示 ⇒ **厳格化** (混入率がゼロの場合のみ、「遺伝子組換えでない」と表示可能)

新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品 **入っていたとしても5%以下 (0~5%の間)の場合**

施行前でもこの表示は可能です。
表示の早期切替えに御協力ください。

適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例※5>

「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」
「大豆(分別生産流通管理済み)」等

※5 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品 **絶対に入っていない (0%)場合**

「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」

等の表示が可能

おさらい(消費者側から見た表示)

義務表示

〇〇(遺伝子組換え)

間違いなく遺伝子組換え食品が使用されている。

〇〇(遺伝子組換え不分別)

分別しておらず、遺伝子組換え食品が使用されている可能性がある。あるいは、5%以上の意図せざる混入があいえる。

NEW! (2023年4月1日から完全施行)

任意表示

〇〇(分別生産流通管理済み)

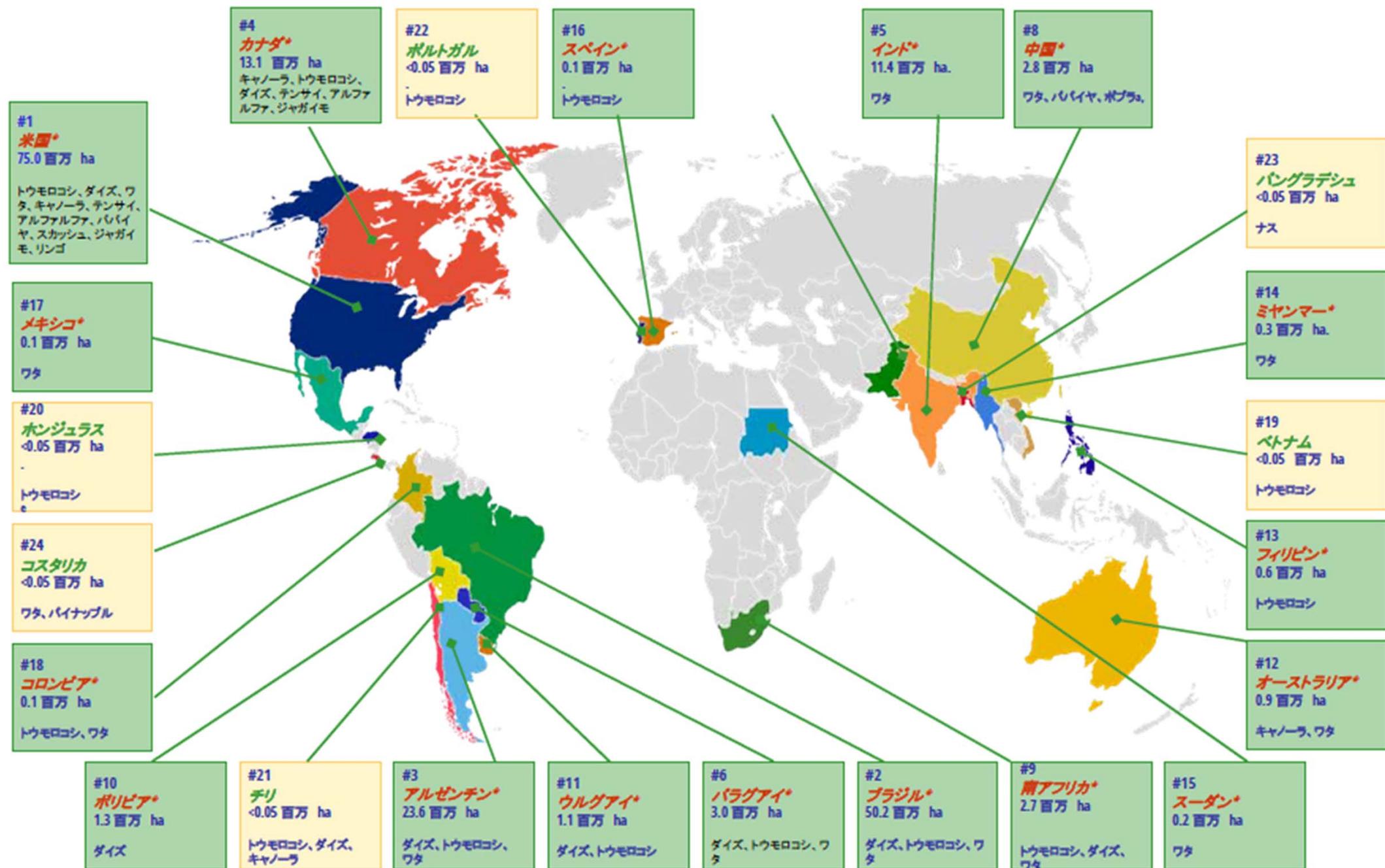
分別しているなので、遺伝子組換え食品は使用していない。しかし、5%未満の意図せざる混入があいえる。

〇〇(遺伝子組換えでない)

分別しているなので、遺伝子組換え食品は全く使用していない。0%である。

参 考 资 料

遺伝子組換え作物栽培国とそのメガ栽培国*, 2017



■ *50,000ヘクタール以上栽培しているメガ栽培国

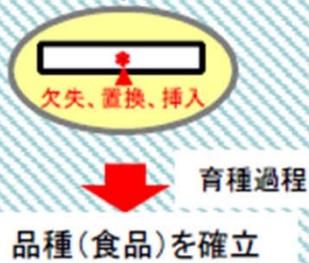
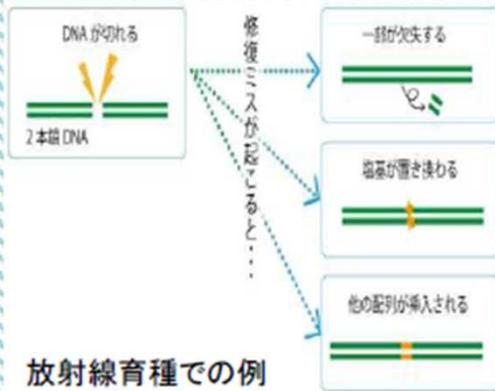
出典: ISAAA, 2017.

図1. 遺伝子組換え作物栽培国とそのメガ栽培国*, 2017

(注)この概念図は、各タイプの代表となるケースとその取扱いを示したものであることに留意が必要。

従来の育種技術 (突然変異誘発技術)

放射線照射や薬剤により人為的にランダムに不特定のDNAを切断し、自然修復の過程で生じた変異を得る



事業者で安全を確保
(特段の規制なし)

ゲノム編集技術

【タイプ1】

標的DNAを切断し、自然修復の過程で生じた変異を得る

DNA切断酵素と特定のDNA部位に誘導するRNAなどを作る遺伝子



【タイプ2】

標的DNAを切断し、併せて導入したDNAを鋳型として修復させ、変異を得る

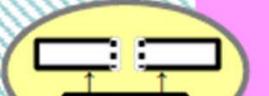
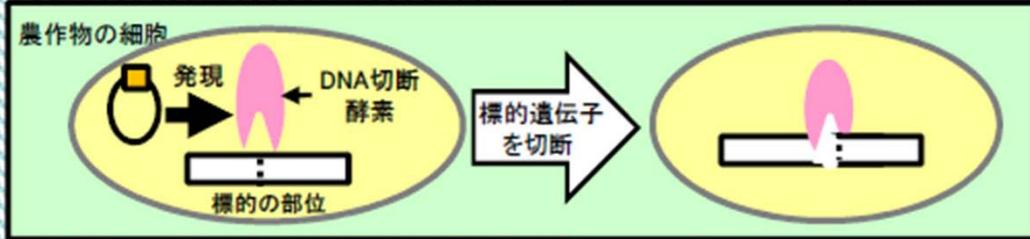
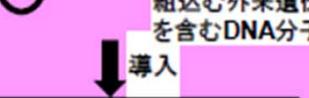
鋳型となるDNA
★は変異させた部分



【タイプ3】

標的DNAを切断し、併せて導入した遺伝子を組込むことで変異を得る

組込む外来遺伝子を含むDNA分子

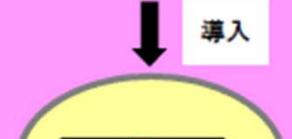


育種過程

品種(食品)を確立

組換えDNA技術 (いわゆる「遺伝子組換え」)

細胞外で組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、細胞に組込む(増殖させる)ことで変異を得る



育種過程

品種(食品)を確立

安全性審査を義務づけ

ゲノム編集技術応用食品等の取扱い

届出

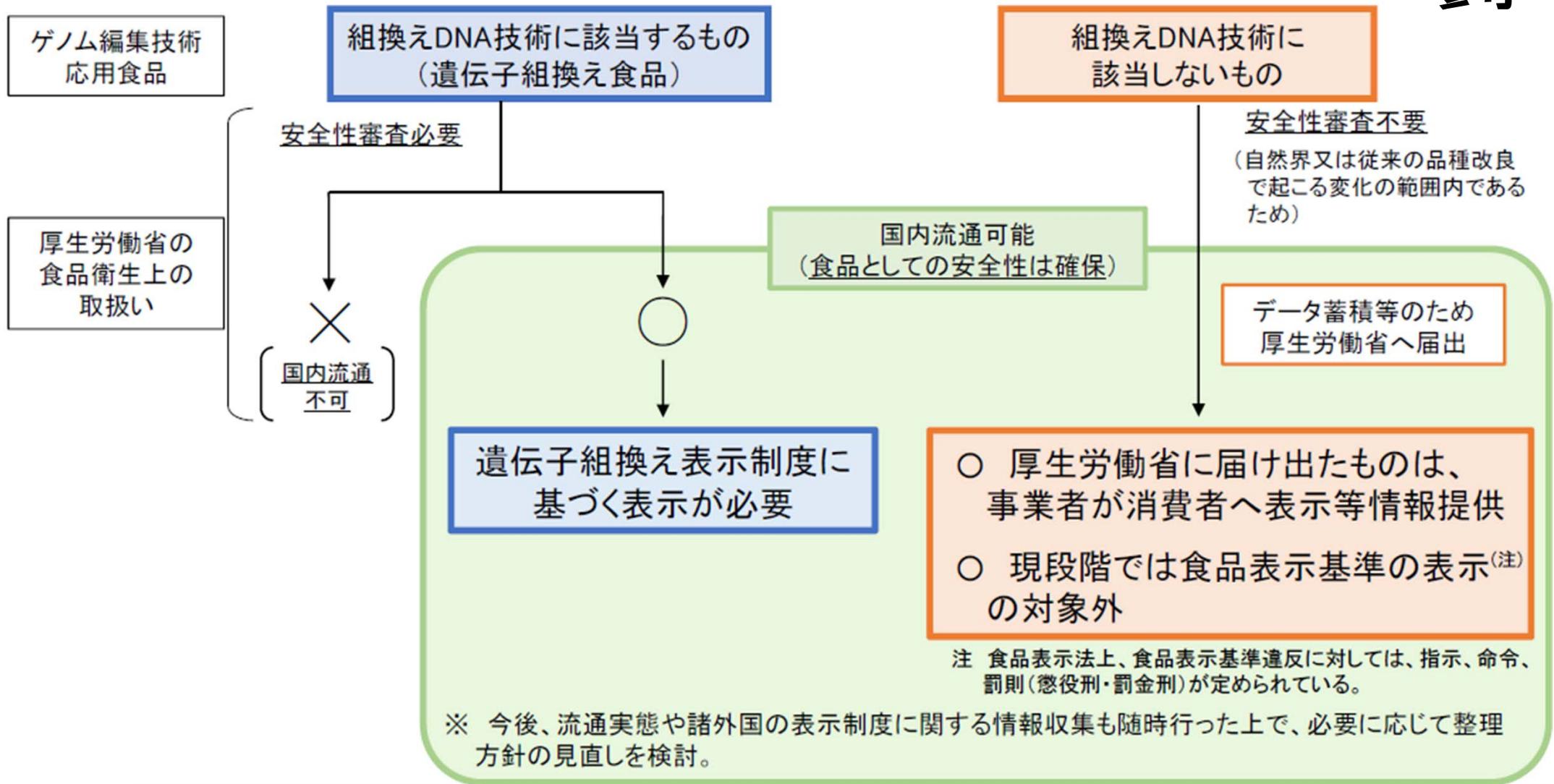
安全性審査

(事務局作成)

ゲノム編集技術応用食品の表示について

令和元年9月
消費者庁食品表示企画課

参考



(考え方)

- ①外来遺伝子等が残存しないものは、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものか、科学的に判別不能。
- ②また、現状、国内外において、ゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分。
- ③消費者の中には、ゲノム編集技術応用食品に対し、選択のための表示を求める声。